

★市外から明倫小学校に転入する場合

- ① 伊勢市役所（本庁戸籍住民課、各支所、及び総合支所生活環境課）で転入（住民票異動）の手続きをし、「入学通知書」を発行してもらってください。
- ② 通学していた学校で発行してもらった「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と「入学通知書」を持って、明倫小学校に児童・保護者でお越しください。転入学の手続きを行います。

★市内から明倫小学校に転入する場合

- ① 伊勢市役所（本庁戸籍住民課、各支所、及び総合支所生活環境課）で転居（住民票異動）の手続きをし、「除籍通知書」と「入学通知書」を発行してもらってください。
- ② 「除籍通知書」は通学していた学校へ提出し、「入学通知書」は、その学校で発行してもらった「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と一緒に、明倫小学校にご持参ください。



✿明倫小学校から市外の小学校に転出する場合

- ① 転出することを担任を通じてお知らせください。その際に、転出先学校名、新住所、転出予定日等を教えてください。⇒学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の2通の証明書を作成し、お渡しします。学校納付金(学級費、給食費、PTA会費等)の精算もありますので早い目にお知らせいただくと助かります。
- ② 伊勢市役所で転出（住民票異動）の手続きをし、「除籍通知書」を発行してもらってください。⇒「除籍通知書」は明倫小学校に提出してください。
- ③ 新しく通われる学校のある市町村の窓口で転居の手続きをし、「入学通知書」を発行してもらってください。
- ④ 明倫小学校でお渡しした「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」と「入学通知書」を新しく通われる学校にご持参ください。転入学の手続きが行われます。



✿明倫小学校から市内の小学校に転出する場合

- ① 転出することを担任を通じてお知らせください。その際に、転出先学校名、新住所、転出予定日等を教えてください。⇒ 学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の2通の証明書を作成し、お渡しします。 学校納付金(学級費、給食費、PTA会費等)の精算もありますので早い目にお知らせいただくと助かります。
- ② 伊勢市役所で転居(住民票異動)の手続きをし、「除籍通知書」と「入学通知書」を発行してもらってください。⇒「除籍通知書」は明倫小学校に提出してください。
- ③ お渡しした「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、及び「入学通知書」を、新しく通われる学校にご持参ください。転入学の手続きが行われます。



☆同一校区内での住所移動の場合について

伊勢市役所で転居(住民票異動)の手続きをし、学級担任に新しい住所を連絡してください。

☆学区外通学、区域外就学について

転居等により、通う学校が変更になる場合でも、通学上のさまざまな事情により、「学区外通学」や「区域外就学」をすることが教育委員会の判断でできます。

詳しくは伊勢市教育委員会学校教育課(小俣総合支所)にご相談ください。

「学区外通学」・・・定められた通学区域(学区)以外の市立小・中学校への通学を認める制度です。

「区域外就学」・・・市外の市町村に住民登録がある児童・生徒に対して、市立小・中学校への通学を認める制度です。